

2017年4月25日

消費者庁食品表示企画課 意見募集担当 御中

## 「食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）」に関する意見

東京都生活協同組合連合会

当会は、東京都内で288万人の組合員が加入する74の生協が構成する生活協同組合連合会です。日頃より、食品安全行政の充実に取り組んでおられることに心から敬意を表します。標記の内閣府令（案）について、当会の意見を述べます。

### 記

#### 1. 第三条 食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）について

意見：多くの消費者にとって理解しやすい食品表示は、消費者の食品選択に資するものとして、より充実させることは重要な課題といえます。今回の「食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）」は、「全ての加工食品に原料原産地を表示させることを」を第一義にしていますが、それに固執することなく、消費者にとって理解しやすく、選択の判断に活用できる表示にできるよう制度の変更を求めます。

理由：「全ての加工食品に原料原産地を表示させることを」を前提にしたために、様々な特例措置が設けられており、その結果、表示の例では消費者にとって理解しづらく、本来の目的である消費者の選択に資する表示とはかけ離れたものとなっています。消費者が理解しやすい表示が可能な分野から表示を開始するなど柔軟な制度設計が必要だと考えます。

#### 2. 第三条2項1の二、イ「製造地表示」について

意見：「国内製造」、「〇〇製造」などの「製造地表示」は廃止を求めます。

理由：「製造地表示」は「原材料の原産地を示す」という制度の目的とは別のものとなり、「原材料である加工品が国内で製造されたものである」とことと「原材料が国産である」とこととの区別がつきにくく消費者の誤認や混乱を招く表示であると考えます。

#### 3. 第三条2項1の五、イ「可能性表示」について

意見：「又は」の表示は廃止を求めます。

理由：本来の意味である「又は」とは違う意味も含まれた使い方であり、消費者の混乱を招く表示であり、「、」の表示に統一すべきと考えます。また、イ（イ）で定める内容にで充分であると考えます。

4. 第三条2項1の五、ロ「大括り表示」について

意見：「輸入」や「外国製造」などの原産地が不明な表示方法は廃止を求めます。

理由：「原材料の原産地を示す」という制度の目的からも、消費者が知りたいことからも、納得できる表示ではありません。

5. 第三条2項1の五、ハ「大括り表示+可能性表示」について

意見：「輸入又は国産」、「国内製造又は外国製造」といった表示は廃止を求めます。

理由：「原材料の原産地を示す」という制度の目的からも、消費者が知りたい原産地や製造国が表示されず、全く意味のない表示であると考えます。

6. 第三条2項1の二～五、「例外表示」全般について

意見：例外表示を拡大することによって、意図的に情報を隠蔽することが可能な制度となり、表示制度の信頼性を確保する点から例外的な表示を極力減らす制度の変更を求めます。

理由：例外表示を認めることによって、意図的に表示したくない原産国を「輸入」や「外国製造」などと表示することが可能となり、事業者のモラルハザードにつながる可能性が高くなると考えます。また、「原材料の原産地を示す」という制度の目的からも乖離し、消費者のニーズからもかけ離れた表示制度となってしまうことから、制度の変更が必要です。

以上